

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項及び第26条第1項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年8月27日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人いのちの里京都村

(2) 代表者の氏名

菱川 貞義

(3) 主たる事務所の所在地

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字谷田 77 番地 27

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都府内の農山漁村のうち、過疎・高齢化に向き合いながら集落再生に向けた活動を行っている地域を中心に、農村と都市との協働による農村再生に関する事業を行い、農山漁村の環境を守りながら定住者の促進、所得の向上や雇用の創出、生活環境の改善などにより持続可能なまち(むら)づくりに寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年8月9日

(文化市民局地域自治推進室)